

山江村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年8月9日（火）午前8時56分から午前9時25分
2. 開催場所 山江村役場 2階 大会議室
3. 出席委員（11名）
 - 農業委員 5名
 - 推進委員 6名
4. 欠席委員（2名）
 - 農業委員 1名
 - 推進委員 1名
5. 議事日程
 - 日程1 開会
 - 日程2 会長挨拶
 - 日程3 諸般事情報告
 - 日程4 議事録署名委員の指名について
 - 日程5 議第32号 山江村農用地利用集積計画（第6次）に対する意見決定について
 - 日程6 その他
 - 日程7 今後の行事
 - 日程8 閉会
6. 農業委員会事務局職員
 - 事務局長

ては、右側に記載されているとおりとなっておりますのでご確認ください。

議長

それでは、賃借権の新規設定1件3筆分に入ります前に、農業委員会法第31条「議事参与の制限」の規定に係る案件がございます。〇〇農業委員が関係者となりますので、当該事案の審議開始から終了まで退席を求めます。

(〇〇農業委員退席) 9時04分

議長

再度、事務局の説明を求めます。

事務局長

はい。それでは、新規設定の1件3筆分についてご説明いたします。総会資料の7ページをご覧ください。賃借権の設定に係る申請でございます。(申請人について説明)。8ページをご覧ください。4項目載っておりますけれども1から3項目をまずご説明いたします。(申請内容について説明)。期間は10年。賃借権の支払いにつきましては、9ページの物納承諾書の第3項のとおりとなっております。10ページ目から13ページまでに地籍図、現況写真を添付しております。現地調査につきましては、借り手候補者の方、担当委員の代理で会長と担当推進委員が8月2日に行っております。以上でございます。

議長

それでは事務局の説明が終わりましたので、私より補足説明をいたします。8月2日9時30分頃より、貸し手の方は来られませんでした。借り手の方、事務局長、担当推進委員、私の4名で現地調査を行いました。(申請地所在について説明)。これは3筆とも3年前から現在の借り手の方で耕作をされていたようですが、今回、正式に農業公社を通して耕作するようになったということです。賃料は物納ということで、3筆合計で玄米30kgの〇〇袋となっております。3筆とも適正に管理されており、借り手の方が〇〇ということで問題はないと考えます。皆様の審議をよろしく願いいたします。

議長

続きまして、同様に確認を行いました担当推進委員から何かありませんでしょうか。

担当推進委員

ありません。

議長

はい。それでは、担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方からの質疑・意見等はありませんでしょうか。

(なしの声)

議長

再度、農業委員の方、質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

はい。質疑・意見等ないようですので、それでは採決をいたします。
新規設定1件3筆分について、異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、新規設定1件3筆分については原案のとおり可決します。

〇〇農業委員着席(9時07分)

議長

続きまして、賃借権の新規設定1件1筆分について事務局の説明をお願いいたします。

事務局長

はい。それでは、新規設定1件1筆分についてご説明いたします。出し手の方が一緒ですので総会資料につきましては、まず7ページをご覧ください。先ほどと一緒にすけれども、利用権の設定というふうになっております。(申請人について説明)。8ページをご覧ください。8ページの項番の4番が新規設定1件1筆分となっておりますのでご説明いたします。(申請地所在について説明)。期間は10年となっております。賃借料の支払いにつきましては総会資料の14ページをご覧ください。物納承諾書第3項に記載してあるとおりとなっております。15ページから16ページまでに地籍図、現況写真を添付しております。現地調査につきましては、出し手、借り手候補者の方どちらも都合により来られませんでしたので、担当農業委員と担当推進委員と私が行っております。8月2日に行っております。以上でございます。

議長

はい。それでは事務局の説明が終わりましたので、担当農業委員より補足説明をお願いいたします。

担当農業委員

それではご説明いたします。8月の2日午前9時40分より担当推進

委員、事務局長、私の3名で行っております。貸し手の方、借り手の方はいらっしゃいませんでしたが、会長に立会いを同席してもらいました。(申請地について説明)。現在、〇〇を栽培されているわけですが、今年で確か3年くらいになると思いますので、丁寧に手入れをされ管理もされておりましたので何の心配もないと思います。以上、審議のほど、よろしく願いいたします。以上です。

議長 続きまして、同様に確認を行いました担当推進委員から何かありませんでしょうか。

担当推進委員 ありません。

議長 それでは、担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長 推進委員の方からの質疑・意見等ありませんでしょうか。

(なしの声)

議長 再度、農業委員の方、質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 はい、質疑・意見等がないようですので、それでは採決をいたします。新規設定1件1筆分について異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 はい。全員挙手により、新規設定1件1筆分については、原案のとおり可決します。

議長 続きまして、賃借権の新規設定1件1筆分、使用賃借権の新規設定1件2筆分について事務局の説明をお願いいたします。

事務局長 はい。それでは、賃借権の新規設定1件1筆分、使用賃借権の1件2筆分につきまして、借り手候補者が同一であるため、一括してご説明をいたします。まず、賃借権の新規設定でございます。総会資料の17ページをご覧ください。賃借権の設定に係る申請でございます。(申請人

について説明)。18ページをご覧ください。(申請地所在について説明)。期間は10年。賃借料の支払いにつきましては19ページの物納承諾書の第3項のとおりとなっております。20ページから21ページまでに地籍図、現況写真を添付しております。次に賃借権の新規設定についてとなっております。(申請人について説明)。次に23ページをご覧ください。(申請内容について説明)。24ページから25ページにかけて、地籍図、現況写真を添付しております。現地調査につきましては、借り手候補者の方、担当の会長と担当推進委員とともに8月2日に行っております。以上でございます。

議長

はい。事務局より説明が終わりましたので、私より補足説明をいたします。まず、賃借権の方からです。8月2日9時05分より、貸し手の方、借り手の方、事務局長、担当推進委員、私の5名で行いました。(申請地について説明)。2年ほど前から口頭契約によって現在の耕作者が耕作をしておったということですが、今回、正式に農業公社を通して耕作をするということになりました。賃料は物納で、玄米30キロの〇袋ということです。写真では分かりませんが、綺麗に管理はされております。若手農業者ということで、今後も含めて対応していきたいと思いますので、皆様方の審議をよろしく願いいたします。続けて使用貸借の方です。(申請地所在について説明)写真で見る限りでは現在、何も作ってありませんので荒れ放題であります。ここの耕作につきましては農繁期が終わったあと使用するということで、ここの土地につきましては山江村の若手農業者部会の遊農美の方で耕作を行い管理をするということでありますので、管理機構の管理に期待したいと思います。皆様の審議のほどよろしく願いいたします。

議長

それでは、説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方からの質疑・意見等ありませんでしょうか。

(なしの声)

議長

再度、農業委員の方、質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

はい。質疑がないようですので、それでは、採決をいたします。賃借

権の新規設定 1 件 1 筆分、使用貸借権の 1 件 2 筆分について、異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

全員挙手により、賃借権の新規設定 1 件 1 筆分、使用貸借権の 1 件 2 筆分については原案のとおり可決します。

議長

次に、日程 6「その他」になっております。事務局より連絡をお願いいたします。

事務局長

その他について説明。
○ホームページ用議事録について
○農業委員会業務必携について

議長

他に何かありませんか。

(なしの声)

議長

それでは次に、日程 7「今後の行事」に移ります。事務局より説明をお願いいたします。

事務局長

今後の行事について説明。

議長

それでは、日程 8「閉会」に移ります。
以上をもちまして、農業委員会 8 月期総会を閉会いたします。どうも、お疲れさまでした。

令和 4 年 8 月 9 日(火)午前 9 時 25 分終了

議長_____

委員_____

委員_____